

【NEWS RELEASE】

2018年10月29日

SMBC日興証券株式会社

日興ファンドラップ一任型
「相続時受取指定サービス」の取扱開始

SMBC日興証券株式会社は、本日より、日興ファンドラップ一任型において、「相続時受取指定サービス」の取り扱いを開始いたしました。

日興ファンドラップ一任型では、ご契約者さまに万が一のことが発生した際には、投資一任契約を終了し解約・現金化したうえでご相続いただいておりますが、「相続時受取指定サービス」をご利用いただくことにより、解約金相当額のうち3,000万円を上限として、ご契約者さまが予めご指定されたご家族の方々に、ご指定いただいた割合に応じて、比較的簡単な手続きで解約金をお受け取りいただくことが可能になります。

日興ファンドラップ一任型は、2006年より、資産配分のご提案から運用開始以降のメンテナンスまでを包括的に提供し、お客さまお一人おひとりの幅広い資産運用ニーズにお応えして参りました。

この度の、相続時受取指定サービスの取り扱い開始により、お客さまご本人の資産運用ニーズに加え、その資産を大切なご家族に託したいというニーズにもお応えできるものと考えております。

当社は、「いっしょに、明日のこと。」をブランドスローガンに、今後も引き続きお客さまを中心に考え、より高い価値を提供し、信頼と安心をお届けしてまいります。

以上

「日興ファンドラップ一任型」サービスのリスク

当社が投資一任契約に基づき行った投資一任運用の結果は、すべてお客様に帰属します。また、投資対象となる投資信託等の市場リスク・信用リスク等や、運用資産の一部解約の指示および投資一任契約の解除の制限に伴うリスク等があります。そのため、お客様は日興ファンドラップ一任型取引を行うことにより、損失を被り、または投資元本を割込むおそれがあります。したがって、お客様の投資元本は保証されているものではありません。

なお、投資一任契約によりお客様が保有されることとなる投資信託等および投資の比率は、お客様ご自身のリスク許容度、投資一任運用開始の時期および保有時期によって異なります。

「日興ファンドラップ一任型」サービスに係る費用等について

「日興ファンドラップ手数料」および「日興ファンドラップ投資一任報酬」

日興ファンドラップ専用口座へ金銭を入金した日(投資一任契約成立日・追加投資日)、またはあらかじめ定められた計算期間¹の期初営業日から9営業日後に、先払いにてお支払いいただきます。算出方法は以下の通りです。

日興ファンドラップ手数料として最大年率0.972%(税抜0.9%)、日興ファンドラップ投資一任報酬として最大年率0.324%(税抜0.3%)の料率を、計算対象資産額²に乘じます。

で算出された金額に対し、計算対象日数³に対して1年365日(閏年も366日とはしません。)とする実日数日割計算で期間按分します。

なお、お支払いいただく「日興ファンドラップ手数料」および「日興ファンドラップ投資一任報酬」の金額については、計算対象資産額および計算対象日数が変動するため、事前に明示することができません。また、運用資産の一部を解約された場合、または投資一任契約を解除された場合等においては、すでにお支払いいただいた「日興ファンドラップ手数料」および「日興ファンドラップ投資一任報酬」はお返しいたしませんのでご注意ください。

1「計算期間」:1年を1月から3ヶ月毎に区分したそれぞれの期間をいいます。

2「計算対象資産額」:当初投資金額・追加投資金額、または直前の計算期間最終営業日におけるすべての運用資産の合計額をいいます。

3「計算対象日数」:投資一任契約成立日・追加投資日、または計算期間の期初から各計算期間末日までの実日数をいいます。

投資信託の管理報酬等

日興ファンドラップ一任型取引は各種有価証券等に投資する投資信託等で運用されるため、各投資信託に係る管理報酬等をお客様が間接的に負担することになります。これらの費用およびその合計金額は分散投資における資産配分の状況、運用による入れ替えやその時々取引内容、各投資信託の保有期間や時価変動等によって変動するため、あらかじめ具体的な金額もしくはその上限額、またはこれらの計算方法を具体的に記載することができません。

2018年1月現在、主な投資対象として想定する投資信託は、「日興グローバル・ファンズ」の傘下にある各ファンド・オブ・ファンズおよび、「日興FW・日本債券ファンド」(以下、 を合わせて「各投資対象ファンド」といいます。)となっています。各投資対象ファンドの純資産総額に対して最大年率0.685%を乗じて得た額およびその他費用が管理報酬等として各投資対象ファンドから控除されます。これらの費用等は上記と同様の理由により具体的な金額もしくはその上限額、またはこれらの計算方法を具体的に記載することができません。

さらに、お客様は、各投資対象ファンドが買付ける投資信託の管理報酬等についても間接的にご負担いただくこととなります。各投資対象ファンドが買付ける投資信託の管理報酬等は、上記と同様の理由により具体的な金額もしくはその上限額、またはこれらの計算方法を具体的に記載することができません。2018年1月現在では、「日興グローバル・ファンズ」の傘下にある各ファンド・オブ・ファンズが買付ける投資信託の管理報酬等については、最終投資先の投資信託および現金等の残高にて加重した平均で年率2%程度を上限としております。「日興グローバル・ファンズ」以外の投資信託も、この上限値を超えていません。個々の投資信託の中には別途実績報酬が課されるものもあります。

「日興ファンドラップ一任型」サービスの詳細な内容に関しましては、以下の書類をご覧のうえ、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

契約関係書面集(法人のお客様は法人用)

- ・ 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約締結前交付書面に係る契約変更書面
- ・ 日興ファンドラップ一任型における投資一任契約に係る契約締結前交付書面
- ・ 日興ファンドラップ一任型取引説明書
- ・ 日興ファンドラップ専用口座約款
- ・ 日興ファンドラップ投資一任契約基本約款

(5書面合冊)

投資信託説明書(交付目論見書)

商号等	SMB C日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会